

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT																																																	
	1 先負 <small>外国人雇用状況届の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の10月雇入・離職分) 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(10月分)</small>	2 仏滅	3 大安	4 赤口	5 先勝	6 友引																																																	
7 先負	8 仏滅	9 大安	10 赤口 <small>11月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付 当年6月～11月分の特別徴収住民税の納期の特例分の納付 雇用保険被保険者資格取得届の提出(11月雇入分)</small>	11 先勝	12 友引 <small>健康保険の被扶養者状況リスト、被扶養者調書兼異動届の提出</small>	13 先負																																																	
14 仏滅	15 大安	16 赤口	17 先勝	18 友引	19 先負	20 大安																																																	
21 赤口	22 先勝	23 友引	24 先負	25 仏滅	26 大安	27 赤口																																																	
28 先勝	29 友引	30 先負	31 仏滅	2026 <table border="1"> <thead> <tr> <th>SUN</th> <th>MON</th> <th>TUE</th> <th>WED</th> <th>THU</th> <th>FRI</th> <th>SAT</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>24</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>31</td> </tr> </tbody> </table>			SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT		4	5	6	7	1	2	11	12	13	14	15	8	9	18	19	20	21	22	23	10	25	26	27	28	29	30	17							24							31
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT																																																	
	4	5	6	7	1	2																																																	
11	12	13	14	15	8	9																																																	
18	19	20	21	22	23	10																																																	
25	26	27	28	29	30	17																																																	
						24																																																	
						31																																																	

総務・経理のお仕事カレンダー 12月の**税務**と**労務**

税務

- 11月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付 →12月10日(水)まで
- 当年6月～11月分の特別徴収住民税の納期の特例分の納付 **Check!**
★10人未満の事業所は届出により前6か月分を6月10日と12月10日までに納付することができます。 →12月10日(水)まで
- 10月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など)
★届出により申告期限の延長特例あり(特例利用の場合は見込納付、消費税は法人税の延長とセットで)。
→決算応当日(月末決算では1月5日(月))まで
- 4月決算法人の中間申告と納付(法人税・消費税など)
→決算応当日(月末決算では1月5日(月))まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が400万円超の法人)のうち1月・4月・7月決算法人の中間申告と納付
→決算応当日(月末決算では1月5日(月))まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が4,800万円超の法人)のうち9月・10月決算法人(申告期限延長の場合は8月・9月・10月決算法人)を除く法人の中間申告と納付
→決算応当日(月末決算では1月5日(月))まで
- 固定資産税・都市計画税(第3期分)の納付 →市町村条例指定日まで
- 給与所得者の年末調整 →本年最後の給与支払日まで
- 「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書」・「給与所得者の保険料控除申告書」・「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」の受理 **Check!**
★令和7年度税制改正で創設された「23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例」は令和8年の年末調整にて適用されます。
→本年最後の給与の支払を受ける日の前日まで

労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(11月雇入分) →12月10日(水)まで
- 健康保険の被扶養者状況リスト、被扶養者調書兼異動届の提出 **Check!**
★協会けんぽでは毎年、被扶養者資格の再確認を実施。
→12月12日(金)まで
- 外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の11月雇入・離職分) →1月5日(月)まで
- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(11月分) →1月5日(月)まで
- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、原則その翌日が納付期限等の日となります。

Column

12月改正等の税務・労務

令和7年12月は、税務は年末調整で税制改正適用があり、労務は協会けんぽの被扶養者資格再確認で例年とは異なる取扱いがあります。これらについて、税務・労務の注意点を記載します。

【税務上の注意点】

税制改正にて、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、①所得税の基礎控除の引上げ、②給与所得控除の最低保障額の引上げ、③大学生年代の子の親への特別控除の創設等が行われ、原則令和7年12月の年末調整から一律に適用されます。したがって、年末調整時期に改正内容を周知する必要があります。

【労務上の注意点】

令和7年の被扶養者資格再確認は業務効率化等のため例年と異なり、①扶養解除の可能性が高い被扶養者に絞って再確認(該当する被扶養者がいない場合は被扶養者状況リストが発送されない)、②添付書類は原則不要、③複写式ではなくなる(事業主控えがない)、④確認項目の限定化等となります。

なお、制度詳細や最新情報は国税庁・協会けんぽ等のホームページにてご確認ください。

ギモンを解決!

経理担当者のための 税務・会計 Q&A

今月のテーマ 源泉徴収が必要な報酬・料金等について

税理士 磯山 仁志

Q 報酬・料金等を支払う際の源泉徴収について教えてください。

A 個人(居住者)に対し、国内において一定の報酬・料金等の支払をする者は、その報酬・料金等を支払う際に所得税および復興特別所得税を源泉徴収する必要があります。
法人に対する報酬・料金等の支払については、馬主である法人に支払う競馬の賞金を除いて源泉徴収の必要はありません。

源泉徴収の対象となる報酬・料金等の範囲

源泉徴収の対象となる報酬・料金等には次の8種類のものがあります。

1. 原稿料や講演料など
2. 弁護士、公認会計士、司法書士等の特定の資格を持つ人などに支払う報酬・料金
3. 社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬
4. プロ野球選手、プロサッカーの選手、プロテニスの選手、モデルや外交員などに支払う報酬・料金
5. 映画、演劇その他芸能(音楽、舞踊、漫才等)、テレビジョン放送等の出演等の報酬・料金や芸能プロダクションを営む個人に支払う報酬・料金
6. ホテル、旅館などで行われる宴会等において、客に対して接待等を行うことを業務とするいわゆるバンケットホステス・コンパニオンやバー、キャバレーなどに勤めるホステスなどに支払う報酬・料金
7. プロ野球選手の契約金など、役務の提供を約することにより一時に支払う契約金
8. 広告宣伝のための賞金や馬主に支払う競馬の賞金

上記のうち、中小企業において発生頻度が高いと思われる、「1. 原稿料や講演料など」と「2. 弁護士、公認会計士、司法書士等の特定の資格を持つ人などに支払う報酬・料金」について具体的に説明します。

原稿料や講演料など

作家に原稿料を支払うときや大学教授などに講演料を支払うときが該当します。
具体的には次のような報酬・料金等が該当します。

原稿料・挿絵料・写真料・作曲料・吹き込み料・デザイン料・放送謝金・著作権等使用料・工業所有権等使用料・講演料・技艺、スポーツ、知識等の教授指導料、脚本料、翻訳料、通訳料、校正料、書籍装丁料、速記料、版下料、投資助言業務料

源泉徴収税額：報酬・料金の額 × 10.21%

ただし、同一人に対し1回に支払われる金額が100万円を超える場合には、その超える部分については、20.42%となります。

弁護士、公認会計士、司法書士等の特定の資格を持つ人などに支払う報酬・料金

いわゆる士業に支払う顧問料・手数料・謝金・調査費・日当・旅費などが該当します。
対象となる資格は次のとおりですが、源泉徴収税額の計算方法の違いから2つのグループに分けることができます。

●グループ1

弁護士・公認会計士・税理士・社会保険労務士・弁理士・中小企業診断士・測量士・建築士・建築代理士・不動産鑑定士・技術士・損害鑑定人

源泉徴収税額：報酬・料金の額 × 10.21%

ただし、同一人に対し1回に支払われる金額が100万円を超える場合には、その超える部分については、20.42%となります。

●グループ2

司法書士・土地家屋調査士・海事代理士

源泉徴収税額：(報酬・料金の額 - 10,000円) × 10.21%

なお、代表的な資格のうち、行政書士に支払う報酬・料金は源泉徴収の対象とされていません。ただし、行政書士に依頼した業務が建築に関する申請・届出書類の作成のような場合には、その業務が建築代理士の行う業務に含まれるため、源泉徴収が必要です。

源泉徴収税額計算に際しての消費税等の額の取扱い

報酬・料金等の額の中に消費税等の額が含まれている場合は、原則として、消費税等の額を含めた金額を源泉徴収の対象としますが、請求書等において報酬・料金等の額と消費税等の額が明確に区分されている場合には、その報酬・料金等の額のみを源泉徴収の対象とすることができます。